

# 社会福祉法人千草会

## 役員等報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人千草会（以下「法人」という。）の役員(理事及び監事)、及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定める。

第2条 役員等には、その職責と勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（週3日以上勤務する者・この法人を主たる勤務場所とする者）報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）報酬

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

第3条 常勤役員等及び非常勤役員等に対する報酬等の額は次による。

- (1) 役員のうち、理事長報酬の額は、法人の予算案(補正予算案を含む)の審議決定により確定し、一般職員の給与の支給時に支払う。
- (2) 定例及び臨時の会議、監査、研修会、その他理事長が必要と認めた法人の業務への出席の場合には、参加する役員等に対してその都度10,000円を報酬として支払い、職務の為出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支払う。
- (3) 上記の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬から控除して支払うものとする。

第4条 法人の職員を兼ね、職員給を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする（併給は行わない）。

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等支給の基準として公表する。

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和5年6月13日から施行する。